



報道関係者 各位

平成30年5月28日(月)

【照会先】

総務部 労働保険適用・事務組合課
課長 小塚 雅之
課長補佐 森本 貴之
雇用保険監察官 神谷 しのぶ
(電話)052-219-5503

大手コンビニ本社等に、傘下フランチャイズ店に対する労働保険の加入指導を要請
～全国で初めての取組～

愛知労働局(局長 高崎真一)では、県下すべてのコンビニエンスストアの労働保険の加入状況を調査したところ、加入が確認できなかった店舗が数多くみられたことから、大手コンビニエンスストア本社等に対して、傘下のフランチャイズ店に対する加入指導の強化を要請しました。

愛知労働局では、愛知県下にある3,327件のコンビニエンスストアの労働保険への加入状況について、労働保険適用台帳との確認を行ったうえで、加入が確認できなかったコンビニエンスストア各店舗に対し、労働保険の加入状況等に関する「調査票」を送付して調査したところ、5%程度に当たる182件が加入手続をしていないことが判明するとともに、調査協力が得られなかった店舗が488件ありました。一方では、調査票の送付後、自主的に加入手続を行ったところが82件ありました。

これらの状況を踏まえ、愛知労働局では、労働保険への加入が確認できなかった個々のコンビニエンスストア各店舗に対し、個別に労働保険への加入指導を行うとともに、大手コンビニエンスストア本社等に対し、傘下のフランチャイズ店に対する加入指導を強化いただくよう要請しました。

*「労働保険」とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称で、正社員、アルバイト、パートなどの名称にかかわらず、労働者が1人でもいれば労災保険の加入義務があり、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上働く労働者がいれば雇用保険の加入義務があります。

愛知県下のコンビニエンスストアの労働保険加入促進に係る取組状況

愛知労働局では、従業員を1人でも雇用していれば、法律上加入が義務付けられている労働保険について、現在でも相当数の加入手続がされていない事業（未手続事業）が存在していることから、「未手続事業一掃対策」として年間を通して様々な方法で未手続事業の把握と実態調査、加入勧奨、加入指導、職権成立（注1）などを行っている。

今般、愛知県下のコンビニエンスストア 3,327 件について加入確認及び実態調査を行ったところ、182 件が加入手続をしていないことが判明するとともに、調査協力が得られなかった店舗が 488 件あったことから、個々の事業主（注2）に対して個別に調査確認を行い、加入手続がされていない事業主に対して加入勧奨を行っていくこととしたが、大手コンビニエンスストア本社等に対してその旨説明するとともに、労働保険加入に係る指導・管理を徹底するように要請した。

（注1）労働保険の保険関係成立の手続は、事業主が自主的に行うことが原則であるが、加入勧奨、加入指導を行っても成立手続をとらない事業については、職権により保険関係成立の手続を行い、労働保険料を認定決定することとしている。

（注2）182 件は未手続が確認された店舗であり、488 件は調査協力を得られなかった店舗で、その合計の 670 件を今回の確認・勧奨対象とした（ただし、670 件のうち 82 件はその後自主的に加入手続を行っている。）。

なお、今般の調査の結果は次のとおりである。

調査数	加入済数	廃止等	確認・勧奨			調査後加入
			対象数	未手続数	回答無	
3,327	2,616	41	670	182	488	82

*平成 30 年 5 月 15 日現在

【今般の取組状況】

1 本社等における各店舗に対する指導状況の確認結果

大手コンビニエンスストア本社等に対して、各店舗に対する新規出店時及びその後の指導内容を確認したところ、各社とも新規出店時には独自のパンフレットを作成するなどして労働保険について詳しく説明・指導を行っているが、出店後の加入手続の完了確認が徹底されていない状況であった。

また、年に1回程度は定期的な法令遵守等の確認作業を行っているが、その確認方法が地区担当者任せになっており、その結果を本社又は管理部門にフィードバックする体制が取れていないなどが認められた。こうした状況が、今回の調査結果につながったものと考えられる。

2 本社等に対する加入指導の要請内容

これらの状況を受けて、大手コンビニエンスストア本社等に対して、労働保険の手続が確認できなかったフランチャイズ店に対し、当局から個別に指導を行うことを説明するとともに、新規出店時の労働保険加入手続の指導と、その後の確認作業の強化を要請した。

また、労働保険の加入に関するリーフレットを各店舗に配布すること、実態調査に協力いただけなかったと考えられる店舗に対して、実態調査に応じるよう指導を行うことなどの対策を講じていただけることとなった。

さらに、手続に不慣れな事業主等のために、労働保険事務組合制度（注）、社会保険労務士の活用について説明を行い、各店舗に対する新規出店時等の説明に加えていただくことを要請した。

愛知労働局としては、今後もあらゆる事業者に対して、労働保険制度の周知を図るとともに、労働保険の未手続事業の一扫対策を推進していく方針である。

（注）；労働保険事務組合とは、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣が認可した事業主団体のことであり、事業主が労働保険事務組合に事務委託すると、労働保険の事務手続を代行してくれること、労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できること、通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができることなどの利点がある。